

一般質問要旨 (2009/09/25)

私は、日本共産党県議団として、一般質問を行います。

今回の衆議院選挙で、国民の暮らしや平和を壊してきた自民・公明政権が国民のきびしい審判を受け、歴史的な大敗を喫し、自公政権は退場しました。

わが党は、どんな問題でも自公政権と真正面から対決を貫いてきました。今回の選挙で有権者・国民が下したこの審判を、日本の政治にとって大きな前向き的一步であり、新しい歴史のページを開くものとして歓迎するものです。

今回の選挙は、直接的には、これまでの自公政治が問われたものでしたが、同時に地方政治も含めた政治のあり方、税金の使われ方が問われた選挙でありました。

鹿児島県政は、国の号令に呼応して、大型開発の公共事業の推進で、県債に頼りながら普通建設費を増大させ、県財政の危機的状況を招く事態に陥りました。農政でも、国の号令で経営の大規模化を目指して、補助金での規模拡大が進められ、その結果、農産物の生産額は増大しても、農家は多額の借金を背負わされ、こんな苦勞はさせられないと、後継者不足と耕作放棄地の増加は深刻です。

福祉の分野でも、国保税の滞納者から保険証を取り上げ、生活保護の基準切り下げや母子加算、高齢加算の廃止、介護保険制度、障害者自立支援法、後期高齢者医療制度など国の制度によって県民の暮らしと福祉が壊されてきました。

これまでの県政は、国の制度にもとづく具体化において、県民の暮らしに現れている制度の矛盾について承知しながらも、財政難を理由に、県独自の対策は講じてこられませんでした。自公政権の退場で、これからは、国の政治とともに、県民の苦難の軽減のための施策を講じることが可能になると考えます。

そこで、おたずねします。伊藤知事は、今回の総選挙の結果に示された民意をどのように受け止めておられるのか、そして、今後の県政執行において、どのように生かしていこうとお考えかをお聞かせください。

わが党は、新政権に対して、建設的野党の立場で、国民にとっていい政策について、推進役を果たし、国民にとってためにならない政策については、きっぱりと反対を貫くことを約束しています。

そういう立場で、新政権が掲げている政策のいくつかについて、県民の暮らしと福祉を守る立場で質問をいたします。

まず、後期高齢者医療制度についてであります。この制度は、世界にも例がない差別医療であり、これまで制度の廃止を求める声が大きくあがっていました。長妻厚生労働大臣は、初閣議後の記者会見で、時期は明らかにしないながらも、制度の廃止の方針を表明しました。

本県では、後期高齢者医療制度にかかわって、県開発促進協議会の政府への要望の中で、高齢者の医療費負担にかかわる財政措置を求めています。これは、国が、制度の廃止を求める国民世論の高まりの中で、負担軽減策を講じ、そのしわ寄せが地方に押し付けられたためであります。今回の総選挙で示された民意に基づき、早期の後期高齢者医療制度の廃止を国にもとめるべきであると考えますが、見解を求めます。

同様に、障害者自立支援法について、おたずねします。

日本共産党は、制度設立の当初から一貫して反対を貫き、県議会でも、私は、障害をお持ちの方たちの声を代弁し、応益負担は中止すべきであることを主張してきました。

私が、訪ねた作業所で食品加工の仕事をしておられる女性は、「受け取る給料は月に7,000円から8,000円。支払う利用料は、以前は月に37,500円だったのが、負担軽減と市の補助で、現在は月に5,000円程度になった。でも納得がいかない。私は、仕事に来ているのに、どうして利用料を払わなければならないのか。」こう訴えられました。

おたずねします。憲法と国連の障害者権利条約の趣旨にそった、全ての障害者が人間らしく生活できる権利を保障するために、障害者自立支援法は直ちに廃止し、総合的な「障害者福祉法」を制定することを国に求めるべきであると考えますが、見解を求めます。

もう一つ、教育費の負担軽減についておたずねします。

共産党県議団は、県立高校の授業料の値上げの議案に反対するとともに、私学に通う子どもたちの負担軽減を求めてきました。

新政権の川端文部科学大臣は、公立高校授業料の実質無償化について、時期通常国会に関連法案を提出し、来年度からの実施を目指す意向を明らかにしました。

自民党などは「富裕層も一律に無料にするのか」と異論を唱えています。しかし、高校の授業料が有償なのはOECD30カ国中4カ国だけ。無償化は当然の方向です。また、返済不要の奨学金については、選挙中のテレビの討論会で日本共産党の志位和夫委員長が実現を呼びかけ、全党が賛同しました。文科省も概算要求に盛り込むなど、実現の機運が高まっています。

そこで、おたずねします。本県の子どもたちが、安心して学べる環境をつくるためにも、県立高校の授業料も無償化と給付制の奨学金制度を国として確立すべきと考えますが、見解を求めます。

次に、核兵器持込の持込みに関する米国との密約の問題について質問いたします。

鹿児島港へは、この間、毎年のようにイージス艦などの米艦船が入港しています。これらのイージス艦には、核弾頭を搭載できる巡航ミサイル「トマホーク」が配備されています。県は係留許可申請が出されると、外務省に問い合わせを行い、核兵器持込みの「事前協議」がないことを確認して、入港を認めてきました。

私は、これまで、日本共産党が国会の中で追求してきた「核密約」の存在について、本県議会の中でも明らかにして参りました。

自民党政府は、アメリカとの密約の従属関係を隠すために、国会と国民をだまし続け、米政府が密約文書を公開した後も、「そんな文書は存在しない」などと強弁してきました。

総選挙前に、歴代外務事務次官の相次ぐ証言で密約文書の存在が明らかになり、選挙後に、新政権は、早速調査を開始しました。鳩山首相は、選挙中に、「核兵器を持ち込ませないよう、OKさせるまで頑張る、オバマ大統領を説得する。」と発言しています。

過去に、伊藤知事は、核兵器持込の恐れのある米艦船の入港を、国の言い分を信用して、何度も許可してきましたが、今後、政府が核密約を公開、破棄し、「非核三原則」を実行することを強く要求すべきではありませんか。また、今後、核兵器搭載可能なトマホークなどを配備した米艦船の県内の港湾への入港を認めないこと。そのためにも、核兵器を積んでいない証明書、非核証明書の提出を義務付け、その提出のない場合は入港を認めないという非核神戸方式を導入すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、米軍機の県内での低空飛行の問題についておたずねいたします。

資料として用意いたしました写真をご覧ください。これは、南さつま市のカメラマンの諏訪勉氏、日置市のM氏が本年7月と4月に、それぞれ南さつま市と日置市で撮影されたもので、一部、南日本新聞にも掲載をされました。これらは、機影から、明らかに米軍機のMC130です。

ここ数年、県内各地で、米軍機と見られる飛行機の低空飛行が目撃されていましたが、このように鮮明な写真が撮られたのは、初めてと言ってよいのではないのでしょうか。どうして、このような写真の撮影ができたのか。予告もなく、突然飛来する米軍機を偶然カメラに納めることは、不可能です。諏訪さんは、3ヶ月間、ほぼ毎日夕方3時間ほどカメラを構えて、米軍機の飛来を待ち続けていました。Mさんも、いつも身近にカメラを置いておいて、音がしたら、すぐにカメラを構えていました。どうして、そこまでできたのか。お二人に共通していたのは、「米軍機のこんなひどい危険な低空飛行をどうしても止めさせたい。そのために低空飛行の証拠写真をどうしても撮りたい。」という執念にも似た思いでした。

Mさんには、2人の子供がいますが、3年ほど前から、米軍機が飛んで来たとき、ゴーともものすごい音で、窓ガラスもガタガタと揺れ、テレビの画面も乱れて、子どもが「怖い」と言って、そのたびに泣いていたそうです。同じ日置市にすむ別の男性は、音にびっくりして外にでてみたら、あんまり低く飛んでいて、妙円寺団地にぶつかるかと思ったと話していました。Mさんは、「米軍機は翼がゆらゆら揺れながら飛んでいる。ギリギリの高さではいつくばって飛んでいるようだ。」「いつ落ちてくるのか心配だ。」「一度は、夜の10時半に飛んできて、許せない。」とも言っています。

航空法施行規則第174条第1号イの規定には、最低安全高度というのが決められており、人又は家屋の密集している地域の上空にあっては、最低安全高度は、当該航空機を中心として水平距離600メートルの範囲内の最も高い障害物の上端から300メートルの高度以下の高度までは飛行してはならないと規定されています。

私は、これらの写真から、正確な高度を導き出すために、先日、専門家や測量技師に依頼して、写真の撮影場所に行き、測定を行いました。誤差が2センチほどという精密な機械での測定を行いました。正確な高度が出るのは、複雑な計算に数週間を要しますので、この場で、数値を紹介することはできませんが、その場でのおおよその計算で、南さつま市は、おそらく200m以下、日置市は、200m前後の高度であることが明らかになりました。

もう一つの驚くべき事実が民間空港である屋久島空港でのローアプローチの実態です。

私は、屋久島空港管理事務所の職員の方たちや空港近くの住民の方たちから直接お話を伺いました。

「今年の3月18日20時頃、月1回の進入角指示灯の点検を行っている最中に、ものすごい音がして、航空機が滑走路の真上を低く飛んできて、着陸はせずに飛び上がって行った。高さは2～30メートルくらいだった。」と語っていました。一緒にいたメンテナンスの業者3人も目撃。別の職員は、19年10月23日の20時頃、空港の工事の他の作業員と共にローパス機影を確認したと記録を残しています。この時は、1機が滑走路の上をローパスし、その後旋回して再度滑走路へのローパスを繰り返した。計3回行った、というものでした。

空港から北西へ約800メートルのところに自宅があるAさん（女性）は、自宅で、もう20回以上も機影を確認しています。自宅にいと、ゴーッという音が聞こえるので「また来た米軍」と言って、台所のところに見に行く。機体のおなかが見える。民間の飛行機が着陸するよりも低い高さで飛んでいる。着陸はしない。通常着陸するとタイヤのキュッという音が聞こえるが、それが聞こえない。地面に近く飛んでいるのが、ゴーッという音でわかる。こわい。だいたい慣れたが、はじめは、爆弾でも落とすのではないかと心配した。こう話しています。

また、空港から北西へ400メートルくらいに自宅があるCさん（女性）は、「すごい音をたてて家のすれすれを飛んでいる。1回滑走路に飛んでいき、またぐるっと回って、もう一度滑走路に入っていくことがある。4歳と2歳の孫がいるが、音がすると「こわい」と言って抱きついてくる。ということでした。

在日米軍による低空飛行訓練についての平成11年1月14日の日米合同委員会の合意文書には、その1項目に、「在日米軍の航空機は、原子力エネルギー施設や民間空港などの場所を安全かつ実地的な形で回避し、人工密集地域や公共の安全に関わる他の建造物（学校、病院等）に妥当な考慮を払う。第2項には、「在日米軍は、国際民間航空機関や日本の航空法により規定される最低高度基準を用いる」ことを明らかにしています。

ここで、私が示しました、薩摩半島での低空飛行や屋久島空港でのローアプローチの実態は、航空法違反、日米合意違反の恐れがあると思われませんが、知事は、このような実態について、どう受け止めておられますか、見解を伺います。

ここ数年間、このように県内各地で、米軍機の低空飛行が目撃されており、19年には、県もその事例を確認されたと聞いていますが、その後、今日に至るまで、低空飛行が続いている実態があります。これまで、県として、国に対して、抗議や低空飛行訓練の中止を求める要請などをどのように行ってきたのか、お示してください。

7月24日に、知事は、外務省に対して、「米軍機の低空飛行訓練の速やかな中止について」要請をされましたが、本日私が示した南さつま市の写真は、その後の7月30日に撮影されたものです。

一日も早く、中止をさせるためにも、事実をもって、国に要請することが必要です。広島他県では、その実態把握のために、県が市町村に対しての調査を行うシステムが作られています。飛行時間や方向はもちろん、飛行高度や飛行時の音についても、具体的な基準が示されていて、報告できるようになっています。そして、それを集計した資料を添付し、年に2回、国と米国大使館や在日米軍に「米軍機の低空飛行訓練の中止要請」を行っています。

本県でも実態把握のための調査を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。今後、この問題の解決のために、どのように取り組んでいかれるおつもりか、合わせて見解を伺います。

次の質問に入ります。

水俣病についてであります。

公式認定から53年目になる水俣病にかんして、最高裁が国の責任と判断基準や認定制度・検診の見直しを認めたことをうけ、6100名をこえる被害者が国の認定を求めています。

「水俣病特別措置法」は、認定申請が進まない中で「生きているうちに救済を」と願う被害者の最低限の要望に応えたものです。救済を急ぐことは当然です。問題は、被害者らが望む真の解決策であるかどうかです。

知事は、今議会の代表質問の答弁で、特別措置法について、「救済されるべき被害者が救済される公的な枠組みができた」と評価されていましたが、果たしてそうでしょうか。

特別措置法は、第1に、救済対象を手足の感覚障害から全身のしびれなどに広げたとしています。しかし、前文で「公害健康被害補償法に基づく判断条件を満たさないものの救済を必要とする方々」とあるように国の判断基準を見直し、公健法で水俣病と認定して補償するという2004年の最高裁判決や被害者の願いに応えていません。しかも、認定申請者や訴訟提起者は救済の対象外です。

第2に、加害企業の責任逃れを許す「分社化」を盛り込んでいます。補償会社となる親会社と事業を行う子会社に分けるもので、分社化後に親会社が消滅すれば国と県が責任をかぶり、新たな潜在的被害者の救済の道も閉ざされます。一方、子会社は利益をむさぼり続けます。

第3に、3年以内を目途に救済措置の対象者を確定するという条文があり、3年以内の幕引きを図るものとなっています。

このように特措法は、「被害者すべての公平な救済」という患者らの願いとはかけ離れた内容です。

日本共産党は修正案で示しましたが、司法の判断にもとづく水俣病認定基準の見直しや、不知火海沿岸47万人の健康・環境調査などの被害の実態調査、加害企業と国、県の責任に応じた補償を行うよう求め、すべての水俣病被害者が「救われた」といえる対策が必要であると考えます。

先日20日、21日に、不知火海沿岸住民健康調査実行委員会の主催で、医師、看護師ら医療関係者総勢640人のスタッフによる大検診が行われ、不知火海沿岸住民1051人が受診しました。県内会場でも254人が受診をしました。これらの受診者の約9割が初めての水俣病検診で、いまだに多くの方が水俣病を隠し続けていることを裏付けました。

また、これらの中には、保健手帳の申請対象外の地域からや、チッソ水俣工場が有害な排水を止めた翌年の1969年以降に生まれ、国の救済対象から外されている世代の人たちも受診しています。地域、年代のどちらも実態との矛盾が実証された形となりました。

私も、これまで、多くの被害者、患者さんからお話を聞いてまいりましたが、その声を聞き、実情を見たときに、今後加齢と共に、症状が出てくる被害者、未だに、差別と偏見の中

で、手を挙げるできない被害者、特に、鹿児島県内では、まだまだ埋もれている被害者の方たちが多数存在します。この現状をどのように認識されていますか、見解を伺います。将来出てくる可能性のある被害者も含め、全ての水俣病患者・被害者を一人残らず、最後まで救済するために、加害企業や国は、何をすべきか、県として今後どうしていくのか、見解をおたずねいたします。

次に、乳幼児医療費助成の問題について、おたずねします。

県は、乳幼児医療費助成の対象年齢の引き上げと引き替えに、所得制限導入方針を明らかにしています。4月末に、市町村への説明をされ、現在、市町村からの意見を聴取していると聞いています。県下の市長で構成する市長会では、所得制限導入方針を撤廃することを県への要望事項として決定したと聞いておりますが、その他、市町村から県へどのような意見が寄せられているのか、また、その意見をどのように受け止めているのかおたずねいたします。

共産党県議団では、直接各自治体にアンケートを取り、所得制限導入についての自治体の見解をお聞きしました。所得制限導入に、圧倒的多数の自治体は、明確に反対であると回答しています。その理由には「少子化対策や子育て支援対策が求められている中で県民の要望に逆行していると思われる。」「少子化対策の重要性から、所得により格差をもうけるべきではない。」「システム改修が必要となる。」「事務量が大幅に増える。」などの意見です。

住民の生活を直接に預かる市町村からのこの声にどう応えていこうとされているのか。知事の見解をお聞かせください。

次に、新型インフルエンザ対策についておたずねします。これから、季節性のインフルエンザの流行と合わせて、新型インフルエンザの本格流行が広がっていく中で、県民は大きな不安を感じています。代表質問でも、その対策について質疑が交わされました。

私は、ここでは、低所得者対策に絞っておたずねします。

貧困と格差社会の広がりの中で、ホームレスや失業者の増加、非正規労働者の拡大が、大きな社会的問題になっています。そういう中で、医療費の支払いが困難な低所得者や、国保税の滞納のため保険証を持たない人が増えています。無保険証の人は、窓口で10割の負担が求められ、受診をしたくても受診ができません。また、保険証があっても、医療費の負担ができず、受診をあきらめたり、受診が遅れたりすることもあり得ます。そういう方たちは、本人の症状の重症化と共に、まわりに感染が広がる恐れがあります。保険証のある人も無い人も、医療費の負担ができる人も、できない人も、感染者全てが安心して診療を受けられる体制をつくらなければならないのではありませんか。そのために国や県や市町村が力を尽くすことが求められています。低所得者対策の診療についてと、どのような対応を考えておられるのか、お聞かせください。

また、ワクチンの接種について、その優先順位や、接種の手続き等についての検討がなされており、その接種費用についても、2回の接種が必要で、6000～8000円かかるとされています。これが個人負担であれば、経済的に負担が困難な人は、必要な人であっても接種ができず、命にも関わる事態が生じてしまいます。接種費用は公費負担とするよう国に強く要請すると共に、県としても負担の軽減策を講じるべきだと考えますが、見解を伺います。

総合療育センターについて、おたずねいたします。

障害児を持つ親にとって、まず、我が子の障害を認めることから試練が始まります。家族の理解をどう得るのか、親戚や友人、ご近所などにどう思われるのか、不安と困難が次々と押し寄せる中で、子どもにとっては、1日も早く療育がスタートすることが必要です。この間の障害児を持つ親や専門家の運動と県や市町村の支援で、現在、鹿児島県内には34箇所の療育の機関が存在し、障害児の健やかな成長に貢献をしています。

しかしながら、「もしかすると我が子は育ちの遅れがあるのかもしれない」と気づき、実際に診断から、その療育にたどりつくまでに、何ヶ月も時間がかかり、その間、家族は大きな不安を抱えて過ごすこととなります。

発達障害者支援センターができる前も、児童相談所での診断は予約をして2～3ヶ月待ちでありました。発達支援センターができた現在でも、その状態に変わりはなく、2～3ヶ月待ちが続いています。また、離島や地方においては総合診断に泊まりがけで出てこなければならない、巡回相談が待てないという現状もあります。総合的、一貫性を持った方針を示して地方の療育機関にしっかりとつなげてほしいという願いもあります。

来年度、県こども総合療育センターができることに、関係者のみなさんは、大いに期待を寄せています。県としても、このような課題や関係者の要望については、よく把握をしておられることと思います。

先日の代表質問の答弁でも、このセンターの果たす機能として、障害児全般にわたる総合相談窓口や医師による検査、診療や心理療法士、理学療法士、作業療法士等による専門療育、保護者へのペアレントトレーニング、地域の専門機関の人材育成など、多方面にわたって、重要な役割を担っていくことが示されておりました。

このような重要な役割を担っていくためには、人の配置が大きなカギを握っています。県が明らかにされているセンターの機能と役割を果たすためには、十分な職員の配置が必要であると思われませんが、どうお考えか見解を伺います。

また、鹿児島市では、「鹿児島市に公立の子育て・発達支援センターをつくる市民の会」が医療、療育等の機能を備えたセンターの設置を求めて、署名運動などに取り組んでいます。

県発達障害者支援センターができてこれまで寄せられた相談等の半数以上が鹿児島市民からのものであります。

県こども総合療育センターが、県内の離島や地方を含めた障害児の療育や発達支援を十分に行うとともに、より鹿児島市民のニーズに応じた発達支援、療育を行っていくためにも、市民から強い要望のある鹿児島市の子育て・発達支援センター設置のために県として支援・協力を行うべきであると考えますが、見解を伺います。

公共事業の見直しについても、総選挙の一つの争点として問われました。

日本共産党県議団は、これまで、一貫して、大型開発の公共事業を見直して、県民の生活に密着した内容に見直すべきとして、指摘、提案してきました。子どもたちが学ぶ施設でもあり、緊急時の避難場所にも指定されている学校や福祉施設等の耐震化、通学や通院、買い物に住民が毎日行き交う道路の歩道の整備や信号機の設置、集中豪雨にもしっかりと対応できる側溝の整備、待機者が増え続ける特養ホームの建設や増床、待機児童をなくすための保育所の整備、崖地や河川などの危険箇所の対策工事など、地元の土木・建設業者の仕事を増やし、県民の誰もが望む県民の安心・安全のための公共事業こそ優先して行うべきであります。

私は、日頃から県民のみなさんから様々な生活相談をうけておりますが、今年になって、建設業者の方たちから、経営が成り立たないという相談をいくつも受けています。仕事がなくて困っている。元請業者から下請代金をなかなか払ってもらえない。下請代金を叩かれる。このような問題の解決のためには、中小業者自身が、元請として直接に受注できる機会を増やすことが必要です。

県内の建設業者の規模と数とを見てみると、土木一式では、県内の企業で、入札資格を持っている業者の内の54%が建設工事の標準金額800万円未満のD級の格付けの業者です。同じく4,000万円以上のA級の格付けの業者は、10%に過ぎません。1999年度～2009年度までの10年間の県発注の土木工事は、全部で58,581件、総額1兆4,159億円ほどになりますが、このうち、落札額で見たときに、4,000万円以上の工事が件数で全体の約17%、金額でいうと58%です。800万円未満の工事は件数でいうと41%、受注金額は5.4%に過ぎません。以上のことから、入札資格を持つ業者の半分以上を占めるD級の業者は、県の土木工事は4割程度、事業費では全体の5.4%しか直接に請けていないこととなります。もちろん、これらの業者を含め、入札資格のない業者も、下請、孫請けなどで県の工事に参加しています。しかしながら、実際に下請の業者に渡される工事費は、ギリギリもしくは、赤字で手出しをしながら、次の仕事をもらうために請けているという実態です。

この一つの例として、本日の地元紙に、瀬戸内の勝浦トンネルにおいて、元請のJVからの下請いじめが行われている実態が明らかにされています。新聞報道では、「奄振事業で、

元請のゼネコンや県内大手が地元業者の請負代金を安く「たたく」構図があるとされ、これらの不満がゼネコンの不正暴露につながったと言える。」とあります。本日は、この不正自体の問題については、通告外ですので質問はできませんが、元請業者による下請いじめのこのような実態を、県は見て見ぬふりをするのではなく、県内多数を占める中小零細業者の経営と暮らしを守り、ひいては、県民のための適正な工事施工のためにも、中小業者が、下請や孫請けではなく、直接受注できる機会を増やしていくことが必要です。

私は、大型開発の象徴的例として、人工島建設に係わる工事の受注の状況を調べてみました。先ほどと同様の10年間の土木工事にかかわる工事は、全体で94件、その内、4,000万円以上の工事は件数で全体の70%を超え、受注金額は実に全体の96%を占めます。これに比べて800万円未満の工事は、件数で4%、受注金額は全体の0.17%にしかすぎません。人工島建設が、いかに、一部の大手のゼネコン企業のためになっても、中小業者のためにはなっていないかが分かります。

県民の安心・安全な生活に結びつき、県内の中小業者の仕事を増やすためにも、生活道路の改善や公共施設の耐震化や補修工事、崖地や河川などの改修工事など県民の生活に密着した公共事業に切り替えていくことが必要です。

今、問われているのは、八ツ場ダムや川辺川ダムだけではありません。本県においても、人工島建設やおがみ山バイパス事業など、県民にとって、今必要な事業であるかどうかの検証を行い、大型開発の公共事業から県民の生活密着型の公共事業に切り替えることが求められています。見解を求めます。

「弱いモノいじめの政治はもうゴメン」国民はこの思いで、「自公政権ノー」の厳しい審判を下しましたが、それが、民主党の政策・路線を積極的に選択した結果とはいえないことは、各種の世論調査などでも明らかです。終焉した自公政治に代わる新しい日本の政治は何か。歴史の新しいページにどのような政治を描いていくのか、国民の模索と探求は続くでしょう。

日本共産党は、「建設的野党」として、民主党中心の政権に対して、「良いことは協力、悪いことにはきっぱり反対、問題点はただす」という立場で、どんな問題でも国民、県民の利益にたって積極的に働きかけ、現実政治を前に動かすために奮闘することを堅くお約束し、日本共産党県議団としての一般質問を終わります。